最終更新日：2015年7月7日
住友精密工業株式会社
代表取締役社長　三木伸一
問合せ先：06-6482-8811
証券コード：6355
http://www.spp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主価値の拡大に取り組むとともに、経営の健全性や透明性をチェックし、確保することを通して株主や取引先より高く評価され、社会からも信頼される企業を目指しており、コーポレート・ガバナンスの実効性を十二分に確保すべく、経営上の意思決定、執行及び監督に関する内部統制、リスク管理などが適切に機能し続けるための施策を講じ、その徹底を図ることを、経営上の最重要課題と位置付けている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	21,394,798	40.24
山内正義	1,014,000	1.91
住友精密共栄会	972,000	1.83
住友商事株式会社	880,000	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	859,000	1.62
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	676,999	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	621,000	1.12
株式会社三井住友銀行	543,000	1.02
BNYM SA／NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	504,000	0.95
山本辰男	500,000	0.94

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村群太郎	他の会社の出身者								○			
白井　文	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村群太郎	○	ダイキン工業株式会社取締役兼副社長執行役員	同氏は、長年にわたりダイキン工業株式会社の取締役を務めており、同社と当社の間では通常の商取引関係はあるが、同氏及び同社と当社との間に特別な利害関係はなく、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく当社の経営全般に関する助言及び監督により、コーポレートガバナンス強化に寄与するものと考えている。
白井　文	○	―――	同氏は、長年にわたる市政運営による豊富な経験と幅広い見識に基づく、当社の経営全般に関する助言及び監督により、コーポレートガバナンス強化に寄与するものと考えている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査に関する計画の説明や結果の報告等を受けることを通じて、会計監査人と情報を共有し、監査遂行上必要な連携を図っている。また、業務執行から独立した社長直属の内部監査室を設けるとともに、監査役との間でも相互に連携を密にし、監査の計画や結果についても情報共有する等、効率的な監査体制を構築・推進している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西康政	弁護士													
森　恵一	弁護士													
前川　晋	他の会社の出身者									○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西康政	○	―――	同氏は企業法務に精通し、コーポレートガバナンスに関する見識を十分備えているとともに、当社の監査に必要な専門性を有していると考えられる。また、同氏及び同氏の兼職先と当社との間に特別な利害関係はなく、十分な独立性が確保されているものと考えている。
森　恵一	○	―――	同氏は企業法務に精通し、コーポレートガバナンスに関する見識を十分備えているとともに、当社の監査に必要な専門性を有していると考えられる。また、同氏及び同氏の兼職先と当社との間に特別な利害関係はなく、十分な独立性が確保されているものと考えている。
前川　晋		新日鐵住金株式会社関係会社部上席主幹	同氏はその経歴等から豊富な経験と幅広い見識を有していると考えられる。また、同氏は当社のその他の関係会社の従業員であり、同社と当社の間では通常の商取引関係はあるが、同氏及び同社と当社との間に特別な利害関係

			はなく、十分な独立性が確保されているものと考えている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では特段の施策を実施すべき状況と判断するに至っていないが、今後自社内の状況や他社の動きを見ながら施策について検討する可能性はあると思われる。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に取締役に支払った報酬の総額は255百万円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会において「年額3億9千万円以内」とすることを決議しており、この範囲内において、経営内容、経済情勢等を考慮のうえ決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役のサポートについては、総務人事部が担当しており、取締役会の開催に際して、付議資料の事前配付を行うとともに、特に重要な案件については提案部門の担当取締役等関係者が事前説明を行うこととしている。また、社外監査役のサポートについては、取締役から独立した監査役室が担当しており、社内監査役との十分な連携の下に、会計監査人及び内部監査室とも定期的に会合を持ち、監査に関する情報及び意見の交換を行うとともに、監査役による監査の一環として取締役及び内部統制を担う各部門から必要な報告を受けている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に関しては、月1回以上開催される取締役会が重要事項を決定するとともに具体的業務の執行状況を監督する他、経営幹部による会議、各部門毎の検討会議などを適宜開催し十分に議論を加えるとともに、弁護士事務所から必要の都度、助言を受けるなど、適正かつ迅速に事業を推進する体制をとっている。
また、監査役が取締役会他の重要会議に出席し経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、監査役会を構成し、職務を補助する監査役室等を活用し、内部統制システムやリスク管理体制の整備状況についても監査を行っている。会計監査については、会計監査人と監査契約を締結し、通常の監査に加え、適宜、会計上必要な助言を受けている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会、監査役及び監査役会により適正な監督を図り、また独立性のある2名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任していることから経営監視機能の客観性は確保できていると考えている。また、各社外役員が、業務執行者から独立した立場で、取締役会等において必要な発言、提言を行うことで、経営の監視自体も有効に作用していると考えている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（定時株主総会開催日より2週間前までに発送）より3営業日以上前に発送することを心掛けている。
その他	招集通知発送日の1週間程度前に招集通知を、株主総会後に議案ごとの賛否の票数を含めた議決権行使結果を、それぞれ当社ホームページに掲載することとしている。また、株主総会においては、目的事項の各項目をビジュアル化して示している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年毎の決算説明会を中心にIR活動に取り組んでいる。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営報告書他	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員、並びに、担当部署・担当者を定め、対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念並びに社員行動規範を定め、株主・取引先等のステークホルダーの尊重に関して、全社的な徹底を図っている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会の下にコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会、環境管理委員会、PL部門委員会を置いた体制によりCSR活動を実施。 また、環境方針、エシックステストシート、内部通報窓口、緊急事態発生時の行動マニュアルをそれぞれ明記したカードを社内で配布する等、全社員の意識向上を図っている。
その他	経営課題の一つとして、ダイバーシティの推進に努めている。具体的施策としては、障害者の積極的な採用や女性の活躍推進に向けた制度等の整備を行っており、また来年度には外国人も採用予定である。なお、取締役14名のうち、社外取締役1名は女性である。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、子会社等も対象とする、法令等の遵守に関する事項を含めた企業理念を定めるとともに、企業理念に基づいた行動規範を定め、これらの遵守を図るため継続的に啓発・教育活動を行う。また、社長が統轄するCSR委員会を設置し、内部統制システム全般の構築・維持・向上の推進、運用状況の確認を実施するとともに、下部にコンプライアンス委員会など各専門委員会を設け、業務執行における内部統制システムの具体的な運用を図る。

＜株式会社の業務の適正を確保する体制＞
1. 取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令等の遵守に係る活動を促進するためコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
取締役会については取締役会規則に基づき適正な運営を確保するとともに、月１回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に開催する臨時取締役会等により、取締役相互の意思疎通を図るとともにお互いの業務執行を監督する。
また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担等に従って各監査役が取締役の職務執行について監査する。各部署における業務執行については、組織・業務分掌・決裁基準等に関する規程を定め、権限及び責任の明確化を図るとともに、内部監査規程並びに財務報告に係る内部統制監査規程を定め、内部監査室が法令遵守状況及び業務の効率性並びに金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等の監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することにより、業務全般の適正性及び財務報告の信頼性を確保することとする。
さらに、法令違反行為に関する内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の拡充を図り、総務人事部総務・法務グループ長及び監査役室長を窓口として、通報・相談された内容を検討し必要と認めた場合には調査を行い適切な処置をとるとともに、通報者の保護に配慮する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程、起案手続要領等に基づき、議事録等の記録類を作成し、必要な期間中、適切かつ確実に保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務執行に係るリスクとして以下の項目を認識の上、各項目に関わる専門委員会を設置し、各委員会での審議・活動内容に関する規程を定め各々のリスクの把握と軽減に努める。また、CSR委員会が各専門委員会を統轄し、それぞれの活動内容を報告させリスク全般を横断的に管理する。さらに、万が一不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を最小限に止め一刻も早く収束するための体制をとることとする。なお、必要に応じ、管理体制の改訂・強化を図るとともに、顧問弁護士ほかの外部ブレーン招集等も行うこととする。
(1)コンプライアンス
(2)情報セキュリティ
(3)環境、安全、人権
(4)品質、製造物責任
(5)自然災害等

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則に則った取締役会の開催・運営とともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、各取締役の統轄業務分担、並びに、職務執行の効率性を追及するための社内分掌及び業務権限と責任を定め、さらに、取締役会への重要事項付議基準によって運営の円滑化を図る。
また、経営幹部による会議を毎月開催し、経営の基本方針並びに重要な経営課題の執行方針を協議するとともに、各部門ごとにも検討会議を設け充分な議論を重ねるなど、適正且つ迅速に業務を推進する体制をとる。

5. 当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等における業務の適正を確保するため、企業理念並びに行動規範は当社の子会社等にも適用することとする。CSR委員会が統轄する各専門委員会の活動は子会社等も対象とし、その活動を通じて子会社等の損失の危険の管理、子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保も図ることとする。内部通報制度は子会社等の社員も利用可能とする。
また、子会社等の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理基準規程に従い、主管部あるいは統轄役員を定めて、当社への協議・報告制度により指導を行うとともに、実行面においても、年度計画策定時等の審議会や子会社等との情報連絡会等を通じて、当社の経営方針の徹底等を図る。
さらに、子会社等に対し、当社から取締役・監査役を派遣し、また、内部監査を実施することにより、業務執行や業績を監督する。

＜監査役設置会社の体制に求められる事項＞
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し当社の使用人から監査役補助者を任命する。今後、監査範囲や内容の変化に伴い、監査役より組織・人数の変更等の要請があった場合にも、意見交換を行い対処する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役補助者の評価は監査役が行い、その人事異動等についても監査役の同意を得た上で決定する等、取締役からの独立性を確保する。
(2)監査役補助者は、業務執行からは独立させる。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役は、会社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役及び使用人並びに子会社等の取締役及び使用人はいつでも、監査役の求めに応じて業務の執行状況を報告する。なお、報告者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。
前記にかかわらず、監査役は取締役会、CSR委員会他の主要な会議に出席するとともに、報告書等を閲覧し、重要事項についての適切な情報収集に努める。また、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知することとする。さらに、監査役は内部監査室とも緊密な連携を保つことで、適宜、内部監査結果等についても情報を共有する。
(2)子会社等社員も対象とする内部通報制度を適切に運用することにより、法令違反等のコンプライアンス上の問題について、監査役へ適切な報告がなされる体制を確保する。なお、通報者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役社長と監査役会との間で定期的に会合を持ち、会社の業績並びに課題・問題点などについて意見交換を行う。
(2)会計監査人との間で定期的な意見交換会を持ち、監査の概況の報告を受ける。
(3)監査役として監査の実効を向上させるために必要と判断される事項が生じた場合は、別途取締役等と調整を図る。
(4)監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談・調査依頼等をすることができ、その費用は会社が負担する。

以上の各項目に関しては、今後も種々の要請に対応して、適宜、関連規程や推進方法の見直しを行うとともに、具体的な取組みの徹底や適切なモニタリングを通じて、業務の的確性・有効性の維持向上に繋げることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとしている。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)反社会的勢力への対応について規定した、役員及び従業員の行動規範を、社員採用時の研修、その他教育研修などの機会を通じ、周知している。
(2)「反社会的勢力との関係遮断及び被害防止に関する規程」を定め、これに基づき社内に統括部署及び統括責任者・渉外担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、監督官庁等との平素からの連携や、グループ内での情報提供など啓発活動に努めている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

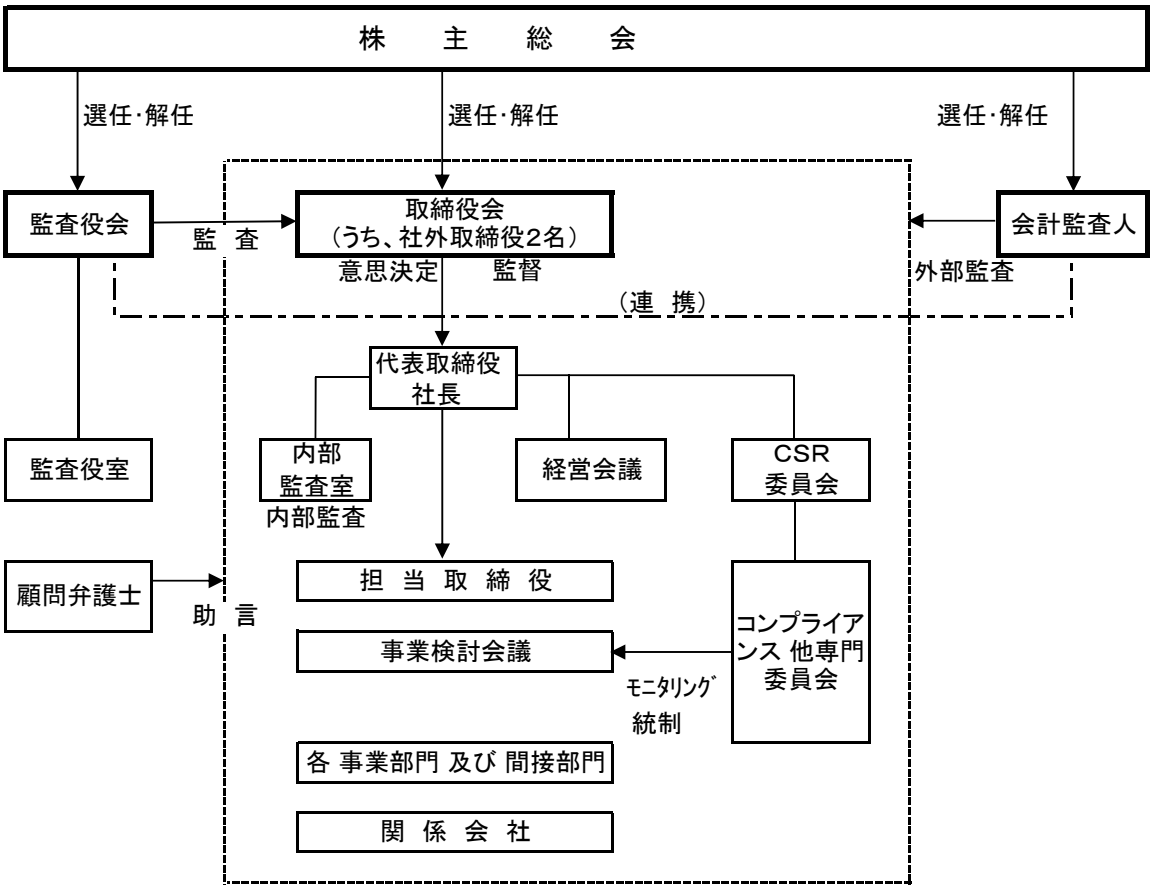
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株　主　総　会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
監査役会
監　査
取締役会
（うち、社外取締役2名）
会計監査人
意思決定
監督
外部監査
（連　携）
代表取締役
社長
監査役室
内部
監査室
内部監査
経営会議
CSR
委員会
顧問弁護士
助　言
担　当　取　締　役
事業検討会議
コンプライアンス 他専門委員会
ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ
統制
各 事業部門 及び 間接部門
関　係　会　社